# 週間連系線利用計画の変更計画提出に関する注意事項

## 1. 提出期限を過ぎた期間の計画値入力について

週間連系線利用計画の変更計画について、提出期限は変更対象日の前々日 12 時であり、週間計画は対象日を含む前週の土曜日から翌々週金曜日の 2 週間分を単位とするので、変更計画には既に提出期限を過ぎた期間の計画値が含まれます。この期間の計画値を変更することはできません。

例えば、9月14日以降の週間連系線利用計画の変更を9月12日(午前中)に提出する際には、9月10日から13日までの期間を含む変更計画の提出が必要です。「下図参照]

変更不可である期間の週間計画の計画値には、ブランク(空白)、あるいは、最新の容量登録値(送電可否判定結果を反映した値)を入力してください。

上記以外の値が入力されている場合、提出された変更計画は受理いたしません。

変更計画提出日

(午前中)										
	9/		<b>V</b>							
提出する計画期間	10(土)	11(日)	12(月)	13(火)	14(水)	15(木)	16(金)	17(土)	•••	23(金)
変更計画提出日における状況	変更計画提出期限後				変更計画提出期限前					
変更可/変更不可		変更	不可				変更可	ij		

#### ※ブランクを入力した場合、容量登録値が維持されます

# 2. 週間連系線利用計画の変更に伴う週間発電販売計画・週間需要調達計画の変更について

週間連系線利用計画の変更やその送電可否判定結果(一部可・不可)に伴い、週間発電販売計画や 週間需要調達計画の最大値または最小値に変更がある場合は、当該箇所を修正し、再提出してください。 (最大値及び最小値に変更がない場合は、再提出は不要です。)

なお、再提出される週間発電販売計画や週間需要調達計画に含まれる提出日以前の期間の計画値については、ブランク(空白)、あるいは、最新のシステム登録値(更新時の値。更新後に変更があれば最新の更新値)を入力してください。

### 3. (確認)週間計画の単位について

週間計画は、策定時、変更時ともに 2 週間分を単位とした計画を提出してください。 2 週間分以外の週間計画を作成された場合、提出された計画を受理いたしません。

以上、よろしくお願いいたします。